

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

	◇ 公 告	ページ
○	大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局商業・MICE推進部 商業・サービス産業政策課】	2
○	借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【財政局財務部財 政課】	4
	◇ 市選挙管理委員会	
○	各種請求、教育長又は委員の解職請求並びに合併協議会設置の請求及 び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数【行政委員 会事務局選挙課】	7

北九州市公告第 8 2 5 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 3 年 1 2 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMダイキ黒崎店・エディオン八幡黒崎店

北九州市八幡西区東曲里町 2 0 番 1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

(1) DCM株式会社

東京都品川区南大井六丁目 2 2 番 7 号

代表取締役 石黒靖規

(2) 株式会社エディオン

広島市中区紙屋町二丁目 1 番 1 8 号

代表取締役 久保允誉

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

DCMダイキ株式会社

愛媛県松山市美沢一丁目 9 番 1 号

代表取締役 小島正之

他 1 者

(2) 変更後

DCM株式会社

東京都品川区南大井六丁目 2 2 番 7 号

代表取締役 石黒靖規

他 1 者

4 変更の年月日

令和 3 年 3 月 1 日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年11月26日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和4年4月6日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和3年12月29日から令和4年1月3日までを除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和4年4月6日までに北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第 8 2 6 号

一般競争入札により、物件の借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 3 年 1 2 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 契約内容

(1) 業務名及び数量

予算編成におけるタブレット端末導入及び通信サービス利用業務 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 契約締結日から令和 7 年 3 月 3 1 日

(4) 履行場所 北九州市の指定する場所

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札の場所等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区内 1 番 1 号

北九州市財政局財務部財政課

イ 期間 この公告の日から令和 3 年 1 2 月 1 0 日までの毎日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで並びに同月 1 3 日の午前 9 時から午前 1 0 時まで

(2) 入札関係書類の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 競争参加申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和3年12月13日午前10時まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争参加申出書を北九州市財政局財務部財政課に提出しなければならない。

(4) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第5入札室

イ 日時 令和3年12月13日午前10時

(5) 仕様書に対する質問

入札説明会後において、仕様書に対する質問がある場合は、次のとおり書面により提出すること。

なお、書面は、ファックス又は電子メールによるものも受け付ける。

ア 場所 第1号アの場所

イ 期限 令和3年12月14日午後1時までに必着のこと

ウ 質問書に対する回答は、入札説明会に参加した者に令和3年12月15日午後4時までにファックス又は電子メールで行う。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 第4号アの場所

イ 日時 令和3年12月17日午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲

内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合、発注者は、当該契約を変更し、又は解除することができる。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市財政局財務部財政課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2003

FAX 093-582-2070

北九州市選挙管理委員会告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和3年12月1日

北九州市選挙管理委員会
委員長 富増健次

1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

1万5,781人

2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、選挙管理委員（市の選挙管理委員に限る。）又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

19万8,171人

3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び第86条第1項（選挙管理委員（区選挙管理委員に限る。）の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

門司区 2万7,212人

小倉北区 5万8,300人

小倉南区 5万8,142人

若松区 2万2,566人

八幡東区 1万8,497人

八幡西区 6万9,736人

戸畑区 1万6,027人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置

協議の投票の請求)に規定する選挙権を有する者の6分の1の数
13万1,504人